

茂原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の

被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の防止に十分配慮して行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携、協力して推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるもの

とする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(経済的支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

(居住の安定の支援)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るとともに、二次的被害及び再被害を防止するため、転居に要する費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の促進)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等への支援の必要性、二次的被害及び再被害を防止することの重要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。